

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

丹波篠山市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

丹波篠山市は、兵庫県中東部の中国山地東端に位置し、東は京都府南丹市、大阪府能勢町、西は西脇市・加東市、南は三田市、猪名川町、北は丹波市、京都府京丹波町にそれぞれ接している。中国山地から連なる多紀連山などの山並みに囲まれ、中心部は平野部を形成した盆地となっており、平野部の大半の農地は、粘土質で保水力の高い土壤が広がっている。農業生産面においては、これら肥沃な土地と盆地特有の気候を活かして、米を中心に黒大豆、山の芋といった特産品の生産が盛んであり、なかでも煮豆用の最高品種「丹波篠山黒豆」は市内農家の栽培意欲も高く、丹波篠山ブランドとして全国的に認知されている。

近年の傾向としては、消費者の食品安全への関心が高まっており、化学肥料や農薬に頼らない、安心・安全な栽培方法を用いた農産物へのニーズが高まっている。

また、農地を預ける土地持ち非農家が増加しており、特に30代から60代の農事従事者数の減少により、高齢農業者への負担の増加や担い手不足等といった問題が生じている。

総面積の75%を山林が占める本市では、傾斜農地が多く存在し、その活用が期待される場所である。平場地域と比較して生産条件の格差が大きいため、今後とも良好な農地の維持を図るためには、農業生産活動の強化及び継続的な取り組みが課題になっている。

(2) 目標

本地域では、農地等農業生産基盤を維持しつつ、生産の多様性を維持するなど農業のもつ多面的機能を十分に発揮させるため、以下の取り組みを進める。

市全域を対象に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の第3条第3項第1号（多面的機能支払交付金）及び第3号（環境保全型農業直接支払交付金）に掲げる事業を推進し、地域ぐるみで取り組む地域資源の保全管理体制の強化及び環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及促進を図る。

また、中山間地域においては、同法の第3条第3項第2号（中山間等地域等直接支払）に掲げる事業を推進し、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい傾斜農地における農業生産活動の強化及び継続的な取り組みを図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	丹波篠山市全域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農山村法に基づく指定地域 (旧篠山町、旧西紀町、旧今田町、旧古市村) ・ 山村振興法の規定に基づく振興山村 (旧今田町、旧畑村、旧後川村、旧福住村、旧大芋村、旧草山村、旧北河内村) ・ 兵庫県知事が地域の実態に応じて指定する地域 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林統計上の中山間地域 旧大山村、旧城南村 ○ 法指定地域に地理的に接する地域 旧味間村内の該当集落 	法第3条第3項第2号に掲げる事業

実施を推進する区域においては、原則として、都市計画及びその他の計画により都市的な土地利用を図る区域として位置つけた土地を除く

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙のとおり（法第3条第3項第2号事業関係）

(別紙)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

(ア) 4法指定地域

① 特定農山村法に基づく指定地域

旧篠山町、旧西紀町、旧今田町、旧古市村

② 山村振興法の規定に基づく振興山村

旧今田町、旧畑村、旧後川村、旧福住村、旧大芋村、旧草山村、旧北河内村

③ 過疎地域法および離島振興法に基づく地域

該当なし

(イ) 特認地域

① 農林統計上の中間・山間農業地域

旧大山村、旧城南村

② 4法指定地域に地理的に接する農用地（センサス集落単位）

旧味間村内の該当集落

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上 畑、草地および採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が該当主傾斜を下回っても、当該主傾斜が基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 丹波篠山市長の判断によるもの

高齢化率・耕作放棄率の高い農地

(ア)、(イ) 以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上の農地

(2) その他留意すべき事項

ア 既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和 6 年度までに既荒廃農地を復旧又は林地化することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする。（「林地化」については以下同じ。）

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既荒廃農地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。

- イ 耕作を継続することが困難と考えられる農用地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林を行うよう位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とする。ただし、林地化が完了した時点で交付金の交付対象外とする。
- ウ 現に自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を再開することが集落協定に位置付けられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置づけたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。なお、令和6年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が令和6年度以降であっても交付金の交付対象とすることができる。
- エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公営団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。
- オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意志を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、協定期間内は当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 対象者

対象者は、集落協定または個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等のうち、以下の条件を満たす者とする。

- ア 耕作および農用地の維持・管理活動を行う者。農用地の所有者と耕作者が共同で維持・管理を行っている場合は、当事者間の話し合いにより対象者を決定する。
- イ 農業従事者1人当たりの所得が兵庫県の都市部の勤労者の1人当たりの平均所得を上回る農業者は、交付金の対象としない。

ただし、当該農業者が集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定又は同一生産行程における基幹的農作業のうち、田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業受委託が行われている農用地である場合（ただし個別協定の場合は、一団の農用地すべてを耕作している者、又は3ha以上の経営規模を有している者に限る。）は、直接支払の対象とする。
- ウ 認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する促進計画図

